

# 山梨県公報

第七百六十三号

平成十九年

五月二十八日

月 曜 日

平成十九年五月一日から平成二十二年四月三十日まで

## 訓 令

### 山梨県訓令甲第二十二号

本 出 先 機 関 庁

救急医療機関等の認定……………三七一

### 目 次

山梨県電子情報処理管理規程……………三七一

### 公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請……………三七四

建設業法に基づく監督処分……………三七四

土地区画整理組合の事業計画の変更認可……………三七五

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………三七五

### 正 誤

平成十九年五月十日付け第七百五十八号中……………三七五

平成十九年五月二十一日付け第七百六十一号中……………三七五

## 告 示

### 山梨県告示第二百十一号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。  
平成十九年五月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

### 一 救急病院の名称及び所在地

名 称	所 在 地
国民健康保険富士吉田市立病院	富士吉田市上吉田六千五百三十番地

### 二 認定期間

山梨県公報 第七百六十三号 平成十九年五月二十八日

山梨県電子情報処理管理規程を次のように定める。  
平成十九年五月二十八日  
山梨県知事 横 内 正 明  
山梨県電子情報処理管理規程  
山梨県電子計算組織運営管理規程(昭和六十一年山梨県訓令甲第五号)の全部を改正する。

第一条 この訓令は、電子情報処理の管理に關し必要な事項を定めるものとする。(趣旨)

第二条 職員は、電子情報処理に当たり、情報資産を適切に取り扱い、次に掲げる事項について、万全を期さなければならない。  
一 個人情報保護  
二 データの改ざん、漏えい、滅失及びき損の防止

(用語の定義)  
第三条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 一部等 山梨県行政組織規則(昭和四十三年山梨県規則第十二号)第三条に規定する部等及び出納局をいう。

二 所屬 山梨県行政組織規則別表第一及び別表第二の課若しくは室又は同規則第四条に規定する出先機関をいう。

三 ネットワーク 電子計算機を相互に接続する通信網及び当該通信網を構成する機器をいう。

四 情報システム 電子計算機及び記録媒体で構成され、電子情報処理を行う仕組みをいう。

五 データ 情報システムに係る入出力帳票又は記録媒体に記録されている情報をいう。

六 情報資産 次に掲げるものをいう。

- イ ネットワーク、情報システム及びこれらに関する設備並びに電磁的記録媒体
  - ロ ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（これを印刷した文書を含む。）
  - ハ ネットワーク及び情報システムに関連する文書
  - 七 電子情報処理 情報システムを用いて、電子情報に関する処理をすることをいう。
  - 八 統括情報システム管理者 情報システムを所管する部等の長をいう。
  - 九 情報システム管理者 情報システムを所管する所属の長をいう。
  - 十 共用ネットワーク 次に掲げるものをいう。
    - イ 行政情報ネットワーク 各部等の共同の利用に供するために設置するネットワーク
    - ロ 総合行政ネットワーク 国及び他の地方公共団体との公文書の交換並びに情報の交換及び共有のため山梨県と国及び他の地方公共団体とを接続するネットワークのうち山梨県が管理するもの
    - ハ 地域公共ネットワーク 教育、行政、福祉、医療、防災等の公共サービスの高度化を図るため、学校、図書館、公民館、市役所等の公共施設を接続するネットワークのうち山梨県が管理するもの
    - 十一 個別ネットワーク 共用ネットワーク以外のネットワークをいう。
    - 十二 統括ネットワーク管理者 ネットワークを管理する部等の長をいう。
    - 十三 ネットワーク管理者 ネットワークを管理する所属の長をいう。
    - 十四 情報セキュリティ 情報資産について、次に掲げる状態を維持することをいう。
      - イ 機密性 情報資産が正当な使用者に対してのみ、適切な手段で利用される状態
      - ロ 完全性 情報資産が破壊、改ざん又は消去されていない状態
      - ハ 可用性 情報資産が必要とされているときに、正当な使用者が適切な手段で利用できる状態
    - 十五 認証基盤 各情報システムを職員が利用する際に必要となる職員及び組織の情報を一元的に管理し、各情報システムに本人確認に使用する情報を提供するとともに、職員が各情報システムを利用する際に本人確認の処理を行うものをいう。
    - 十六 庁舎管理者 山梨県庁舎等管理規則（昭和四十一年山梨県規則第十号）第三条の規定により管理を行う者及び出先機関庁舎等管理規程（昭和四十三年山梨県訓令甲第六号）第三条の管理責任者をいう。
- （情報システムの開発の協議）
- 第四条** 情報システムにより処理する業務を所管する部等の長（次項において「業務所管部長」という。）は、当該情報システムの開発（変更を含む。以下同じ。）をしようとするときは、次に掲げる事項について調査し、及び検討しなければならない。
- 一 県民サービスの向上

- 二 事務処理の効率化及び簡素化
  - 三 費用対効果
  - 四 情報セキュリティ対策
  - 2 業務所管部長は、情報システムの開発が必要と認めるときは、別に定めるところにより、企画部長に協議しなければならない。
  - 3 企画部長は、前項の規定による協議に係る情報システムが全庁的かつ重要なものであると認めるときは、第十八条第一項の規定により設置する山梨県電子情報処理管理委員会の意見を聴かなければならない。
- （情報システムの開発）
- 第五条** 情報システムの開発は、別に定めるところにより、当該情報システムにより処理する業務を所管する所属の長（次項、第六条第一項及び第九条において「業務所管所属長」という。）が行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、全庁的かつ重要な情報システム又は高度な知識若しくは技術を必要とする情報システムの開発は、業務所管所属長と情報政策課長が共同で行うことができるものとする。
- （情報システムの維持管理）
- 第六条** 情報システム管理者は、業務所管所属長とする。ただし、前条第二項の規定により共同で情報システムの開発を行ったときは、情報政策課長を情報システム管理者とすることができる。
- 2 情報システム管理者は、別に定めるところにより、その所管する情報システムの維持管理を行うとともに、第三条第六号八に規定する文書を作成し、整備し、及び保管しなければならない。
- （情報システムに関する報告）
- 第七条** 情報システム管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、別に定めるところにより、速やかに情報政策課長に報告しなければならない。
- 一 情報システムを設置したとき。
  - 二 情報システムの開発若しくは維持管理の委託に関する契約又は情報システムに係るハードウェア若しくはソフトウェアの買入れ若しくは借入れに関する契約を締結したとき。
  - 三 情報システムを変更したとき。
  - 四 情報システムを廃止したとき。
- （情報システムの評価）
- 第八条** 情報システムの管理者は、別に定めるところにより、情報システムの評価を行い、その結果を情報政策課長に報告するものとする。

2 情報政策課長は、必要があると認めるときは、情報システムの評価を行うことができる。

3 情報政策課長は、前二項の規定による評価の結果に基づき、情報システム管理者に対し、情報システムの改善のために必要な措置を講ずるよう求めることができる。

(調査、助言及び調整)

第九条 情報政策課長は、情報システムの開発及び維持管理の状況について、必要な調査を行うとともに、業務所管所属長又は情報システム管理者に対し必要な助言又は調整を行うことができる。

(データの管理)

第十条 情報システム管理者は、情報システムで利用するデータの管理を行うものとする。

2 情報システム管理者は、他の情報システム管理者が管理しているデータを利用しようとするときは、別に定めるところにより、当該情報システム管理者に協議し、その承認を受けなければならない。

(ネットワークの管理)

第十一条 共用ネットワークの統括ネットワーク管理者は企画部長とし、個別ネットワークの統括ネットワーク管理者は当該個別ネットワークを管理する部等の長とする。

2 統括ネットワーク管理者は、ネットワークの安全性及び信頼性の向上を図り、ネットワークの効率的かつ円滑な運用が確保されるよう努めなければならない。

3 統括情報システム管理者は、その所管する情報システムをネットワークに接続しようとするときは、当該ネットワークを管理する統括ネットワーク管理者に協議し、その承認を受けなければならない。

4 ネットワークの構築及び運用については、情報システムの例によるものとする。

(実施計画書の作成)

第十二条 企画部長は、毎年度、翌年度に行われる情報システムの開発若しくは変更又はネットワークの構築若しくは変更について調査し、実施計画書を作成するものとする。

(情報セキュリティ対策)

第十三条 所属の長は、その所掌事務に関連して保有する情報資産を適切に管理するため、別に定めるところにより、必要な情報セキュリティ対策を実施しなければならない。

(認証基盤管理)

第十四条 統括ネットワーク管理者は、その管理するネットワークに認証基盤を設置することができる。

2 統括情報システム管理者は、その所管する情報システムをネットワークに接続する場合において、前項に規定する認証基盤が当該ネットワークに設置されているときは、当該認証基盤を利用しなければならない。ただし、統括ネットワーク管理者が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

(情報化推進担当者)

第十五条 企画部長は、電子情報処理の適切かつ円滑な推進及び効率的な運用を図るため、各所属に情報化推進担当者を置くことができる。

(端末機の管理)

第十六条 企画部長は、職員がネットワークを通じて複数の情報システムを利用するときは、これに必要な端末機を設置することができる。

2 統括情報システム管理者は、その所管する情報システムの電子情報処理に必要な端末機を設置することができる。

3 企画部長及び統括情報システム管理者は、その設置する端末機の管理に関し必要な事項を定めなければならない。

4 第一項及び第二項の規定により端末機を設置された所属の長は、前項の規定により定められたところに従って、当該端末機を適正に管理するとともに、不正な使用を防止するための必要な措置を講じなければならない。

(研修の実施)

第十七条 統括情報システム管理者は、その所管する情報システムの運用に必要な要員の育成及び職員の情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、必要な研修を実施するものとする。

(電子情報処理管理委員会)

第十八条 電子情報処理に関する重要事項を調査審議するため、山梨県電子情報処理管理委員会(以下この条において「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、委員長及び委員若干人をもって組織する。

3 委員長は、企画部長をもって充てる。

4 委員は、次に掲げる職にある者をもって充てるほか、所属の長のうちから企画部長が指名することができる。

一 企画部長

二 新行政システム課長

三 情報政策課長

四 人事課長

五 財政課長

5 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。



6 前四項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、企画部長が定める。

(議会等の利用)

第十九条 企画部長は、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、労働委員会、収用委員会、内水面漁場管理委員会又は公営企業の管理者(以下この条において「議会等」という。)から共用ネットワーク又はこれに接続した情報システムを利用したい旨の申出があつたときは、当該議会等に利用されることが出来るものとする。

2 企画部長は、前項の規定により議会等に共用ネットワーク又はこれに接続した情報システムを利用させるときは、知事部局の利用の例により利用させるものとする。

(施設管理)

第二十条 統括情報システム管理者は、その所管する情報システムで使用する機器を設置する施設(以下この条において「情報施設」という。)を確保しなければならない。

2 統括情報システム管理者は、庁舎内に情報施設を確保するときは、庁舎管理者の指示を受けなければならない。

3 統括情報システム管理者は、庁舎外に情報施設を確保するときは、情報セキュリティ対策を実施することができる施設の提供を業とする者に、当該施設の管理を委託するものとする。

4 統括情報システム管理者は、情報施設を適切に管理するため、別に定めるところにより、必要な情報セキュリティ対策を実施しなければならない。

(経費の負担)

第二十一条 情報システムの運営に係る経費は、当該情報システムを所管する統括情報システム管理者が属する部等が負担するものとする。

(統括ネットワーク管理者への準用)

第二十二条 第十七条及び前二条の規定は、統括ネットワーク管理者について準用する。この場合において、第十七条及び第二十条第一項中「その所管する情報システム」とあるのは「その管理するネットワーク」と、前条中「情報システムの運営」とあるのは「ネットワークの運営」と、「当該情報システムを所管する統括情報システム管理者」とあるのは「当該ネットワークを管理する統括ネットワーク管理者」と読み替えるものとする。

(委任)

第二十三条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の実施に関し必要な事項は、企画部長が各部等の長と協議して定める。

附則

(施行期日)  
1 この訓令は、平成十九年六月一日から施行する。

(経過措置)  
2 この訓令の施行前にこの訓令による改正前の山梨県電子計算組織運営管理規程の規定によりされた手続その他の行為は、この訓令による改正後の山梨県電子情報処理規程の相当規定によりされた手続その他の行為とみなす。

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があつた。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。  
平成十九年五月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

一 申請のあつた年月日 平成十九年五月十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人防衛と安全に関する懇話会

2 代表者の氏名 藤原進

3 主たる事務所の所在地 中巨摩郡昭和町清水新居千六百六十六番地

4 定款に記載された目的

この法人は、全ての国民を対象として、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保ち、平和と安全及び公共の安全と秩序の維持に関する諸問題を調査研究するとともに、それらの活動に協力し、支援することを目的とする。

三 縦覧期間 平成十九年五月十七日から同年七月十六日まで

● 建設業法に基づく監督処分

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十八条第三項の規定による監督処分をしたので、同法第二十九条の五第一項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十九年五月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

一 処分をした年月日 平成十九年五月十六日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

- 1 商号 スプリングサービス株式会社
- 2 主たる営業所の所在地 大月市御太刀一丁目十一番二十二号
- 3 代表者の氏名 春風信夫
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一四)第八四六四号
- 四 処分の内容 建設業法第二十八条第三項に基づく営業の停止命令
  - 1 停止を命ずる営業の範囲 建設業の営業の全部
  - 2 期間 平成十九年五月二十九日から三十一日までの三日間
- 五 処分の原因となつた事実 被処分者は一部の業種について建設業の許可が失効していたにもかかわらず軽微な建設工事の範囲を超える建設工事を請け負つた。

● 土地区画整理組合の事業計画の変更認可  
土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三十九条第一項の規定により、次のとおり事業計画の変更を認可した。  
平成十九年五月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 組合の名称 富士吉田市新西原四丁目土地区画整理組合
- 二 事務所の所在地 富士吉田市下吉田七四六番地
- 三 施行地区 富士吉田市新西原四丁目の一部
- 四 設立認可の年月日 平成十七年五月二十三日
- 五 事業施行期間 平成十七年度から平成二十年度まで
- 六 変更認可の年月日 平成十九年五月二十八日

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について  
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。  
平成十九年五月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称

南都留郡山中湖村山中字見通道下一〇五七の一、一〇五七の三、一〇五七の四、一〇五七の五、一〇五七の六、一〇五七の七、一〇五七の八、一〇五七の九、一〇五七の一〇及び一〇五七の一一の区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を富士・東部建設事務所及び山中湖村役場に備え置いて縦覧に供する。)  
三 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
南都留郡山中湖村平野五百六番地七百四 ふじ企画株式会社 代表取締役 中川和男

正 誤

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

平成十九年五月十日山梨県人事委員会規則第十三号(通勤手当に関する規則の一部を改正する規則)

三四	下	六	移動 公署	異動 公署
同	同	同		

平成十九年五月二十一日掲載の山梨県人事委員会規則第五号(山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則) 正誤中

三六三	上	終わりから一	「改め	」に改め
-----	---	--------	-----	------

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号  
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番